

# 国民スポーツ大会ユニフォーム規程

## 第1条（目的）

本規程は、国民スポーツ大会開催基準要項第8項に基づき、国民スポーツ大会（プロック大会含む）（以下「大会」という。）において各都道府県選手団（本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手）が着用するユニフォームに関する事項について定める。

## 第2条（ユニフォーム）

本規程においてユニフォームとは、次のものをいう。

- (1) 各都道府県選手団が大会期間中の総合開・閉会式並びに競技会場内等において着用するウォームアップウェア、ブレザー等の選手団共通の衣服
- (2) 各都道府県選手団が競技中に着用する競技別ユニフォーム（以下「競技別ユニフォーム」という。）

## 第3条（着用）

各都道府県選手団は、大会の総合開・閉会式並びに各競技会の開始式及び表彰式等の式典及び競技中においては、ユニフォームを着用するものとする。

2. 各競技の規程等において着用が禁止されている場合や特別な事情によりユニフォームを着用することができない場合は、メーカーの名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示（以下「メーカー識別表示」という。）を除いて、いかなる形の広告や宣伝活動、コマーシャル等（以下「広告」という。）の表示がない衣服を着用するものとする。

## 第4条（表示・デザイン）

ユニフォームには、特別な事情による場合や物理的に表示が困難な場合、各競技の規程等において表示が禁止されている場合を除いて、原則として所属する都道府県名を表示するとともに、都道府県章、都道府県のマスコット、都道府県体育・スポーツ協会のマーク等、所属する都道府県を表すマーク・デザイン（以下、都道府県名とあわせて「都道府県名等」という。）を表示することができる。

ただし、都道府県のマスコットについては、当該都道府県においてマスコットもしくはそれに準ずるものとして指定されていることを条件とする。

2. 競技別ユニフォームについては、当該競技規則において異なる表示やデザインが義務付けられている場合や異なる形状や素材によるユニフォームの着用が認められている場合等を除いて、競技・種目・種別の単位で都道府県ごとに統一するものとし、個人によって異なるものにしてはならない。

3. 都道府県名等及びメーカー識別表示の位置やサイズ、デザイン等については、各競技の規程等に基づくこと。

## 第5条（表示の特例）

競技別ユニフォームの性能と競技結果が密接である競技・種目については、特例として、選手個人の所属先等が表示された競技別ユニフォームの着用を認める。対象となる競技・種目については、競技特性を考慮の上、国民スポーツ大会委員会にて協議し、決定する。

ただし、上記に該当する競技別ユニフォームを着用する際に手続きが必要な場合は、当該中央競技団体等に対して所定の手続きを行うこと。

日本スポーツ協会及び当該競技団体が審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## 第6条（処罰等）

大会役員、競技会役員、競技役員（以下「大会の役員」という。）は、競技会場等において、本規程並びに各競技におけるユニフォームに関する規程等に定める事項の違反が確認された場合、当該都道府県選手団に対して、違反の解消を指示することができる。

2. 違反の解消が指示された都道府県選手団は、大会の役員の指示に基づき、速やかに違反を解消しなければならない。
3. 大会の役員の指示に従わずに違反が解消されなかった場合や、悪質な違反が確認された場合は、必要に応じて国民スポーツ大会委員会において協議し、当該都道府県選手団の処罰内容を決定する。

## 第7条（その他）

各都道府県選手団に含まれない者のうち、競技会場内で選手団への帯同が許された者の取扱いについては、原則として、本規程に基づくものとする。

2. 公開競技に参加する選手・監督及び役員が着用するユニフォームに関しては、当該競技の実施内容及び方法等を勘案し、日本スポーツ協会と当該中央競技団体等の関係団体間で協議して決定する。
3. 本規程に定める事項以外については、国民スポーツ大会委員会において決定する。

## 第8条（改廃）

本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行うものとする。

### （附則）

1. 本規程は、平成29年8月25日から施行し、第73回国民体育大会から適用する。
2. 本規程は、平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。
3. 本規程は、令和5年4月1日に改定し、同日から施行する。
4. 本規程は、令和6年1月1日に改定し、同日から施行する。